令和8年11月
防　衛　省

若年定年制自衛官等であった者の就職の援助についての制定について

１　制定の趣旨

自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号。以下「法」という。）第６５条の１０第１項に規定する防衛大臣が行う同法第６５条の２第２項第１号イ又はハに該当する隊員であった者の離職後その年齢が６５年に達するまでの間の就職の援助について、必要な事項を定めるもの。

２　制定の概要

⑴　通達の目的について定める。（第１関係）
⑵　事務の委託について定める。（第２関係）
⑶　就職の依頼等の対象範囲について定める。（第３関係）
⑷　就職の援助に係る確認等について定める。（第４関係）
⑸　就職の援助に資する施策として職業訓練の実施について定める。（第５関係）
⑹　通達の実施に際しての各幕僚長の相互協力等について定める。（第６関係）
⑺　就職の援助及び就職の援助に資する施策の実績報告について定める。（第７関係）
⑻　通達の実施の細部について各幕僚長に委任する旨定める。（第８関係）

３　適用日

令和９年１月１日（予定）